

古物営業法施行規則の一部改正について



改正箇所

令和7年10月1日から、**取引金額に関わらず**、古物商が買受けを行う際の身分確認及び帳簿に記載をしなければならない古物が追加されます。

改正前

- ・ 自動二輪車及び原動機付自転車（これらの部分品（ねじ、ボルト、ナット等汎用性の部分品を除く。）を含む。）
- ・ ゲームソフト
- ・ CD、DVD、ブルーレイディスク等
- ・ 書籍

改正後

上記に加えて、

電線

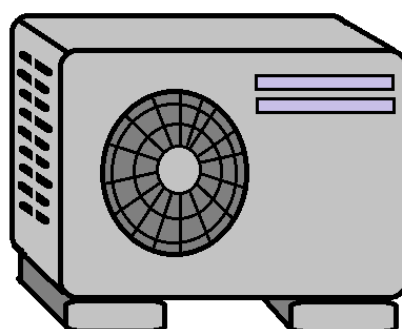


が追加されます。

グレーチング （金属製のもの）



エアコンの 室外機



電機温水機器の ヒートポンプ



令和7年10月1日に施行されます。
古物商の皆さん、1万円未満であっても上記の物を買受ける際は、忘れずに身分確認をし、帳簿にも記載しましょう！

☆上記の物を古物商に持ち込まれる方へのお願い☆

上記の物を古物商に売却する際、金額に関わらず身分確認（住所、氏名、生年月日、職業等）を求められますので、運転免許証やマイナンバーカード等の身分確認できるものを持参するようにしてください。